

松山市建設工事 設計変更ガイドライン

令和 7 年 9 月

松山市総務部技術管理課

1 趣 旨

公共工事の発注にあたっては、極めて多義にわたる工事目的物を、個々に地形、地質、天候、地下埋設物、既存建物の状況などの自然的あるいは人為的な施工条件や騒音、振動、交通の確保等の社会的な制約条件を踏まえ、必要な調査・検討を行ったうえで発注しています。しかしながら、それでも予見できない事態が発生し、工事内容の変更（設計変更）が避けられない場合があります。

松山市契約規則第48条（契約の変更）、工事請負契約書第18条（条件変更等）に、施工条件が変わった場合等の確認手続き、設計図書の変更等について定めていますが、変更手続きの認識不足や、協議内容のあいまいさなど様々な理由から、設計変更が円滑に行われていない場合があるとの指摘もあります。

そこで、本市では工事請負契約書を踏まえ、受注者・発注者双方の留意事項等を明示し、設計変更に係る手続きの適正化・迅速化を図るため、「松山市建設工事設計変更ガイドライン」を作成しました。

本市発注工事では本ガイドラインに基づき、**請負契約の原則を踏まえて、適切な手順を踏み、受注者・発注者双方が対等な立場で迅速な協議・回答を行うこと**によって、**設計変更手続きのスピードアップを図ります。**

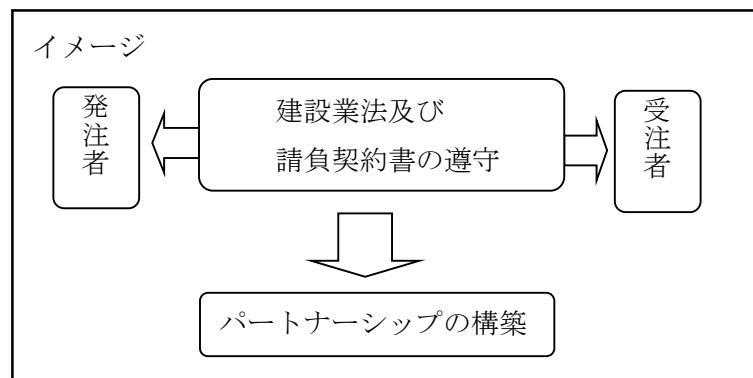
2 適 用

このガイドラインは、松山市が発注する建設工事（土木・建築・設備）の設計変更及び契約変更に適用します。

3 請負契約の原則

建設業法では“建設工事の請負契約の原則”として「建設工事の請負契約の当事者は、**各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行**しなければならない。（第18条）」と定めています。

そのためには、設計変更において従前より問題となってきた片務性を解消し、受注者・発注者間で共に協力しながら、市民に対し良好な社会資本を提供するという姿勢が大切です。



4 設計変更とは

設計変更とは、原則として設計図書に記載されている工事目的物の内容（形状、寸法、材質、規格、数量）及び施工方法・条件等に変更が生じる場合、契約図書の規定に従い、設計図書の一部を変更することをいいます。

「契約図書」：契約書、設計図書

「設計図書」：仕様書、図面、現場説明書、現場説明に対する質問回答書
別冊の設計書

※別冊の設計書の取扱については6－1 1 その他の留意事項参照

5 設計変更の要件

設計変更に係る「要因」及び「手順」については、通常次の要件が必要です。

	設計変更の要件	要件を満たさない例
手順	書面による 設計変更協議 ↓ 書面による 施工内容・費用負担の合意 ↓ 施工	○発注者と協議を行っていない場合 ○協議が口頭のみの場合 （緊急時を除く） ○受注者が独断で施工した場合等 ※「6－3 手順に関する留意事項」を参照
要因	（1）設計図書に関するもの （2）現場状況との相違に関するもの （3）発注者の意思によるもの （4）工事の一時中止を要するもの	○受注者の都合（責）によるもの等 ※「6－2 基本事項」を参照

6 設計変更にあたっての留意事項

6-1 発注者・受注者の留意事項

- ① 発注者は、債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、年度末の工事の集中を避けること等により、適正な工期を確保しつつ、発注・工事時期等の平準化を図る。また、年度内に適正な工期を確保できない場合には、繰越（翌債）の適切な運用を行う。
- ② 発注者は、当初契約時に予見できない事態、例えば関係機関への手続の遅延、関連する他の工事の遅延等に備え、その前提条件を明示して設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答をいう。以下同じ。）の変更の円滑化を図る必要がある。
- ③ 発注者は、必要な工事の条件（必要に応じて維持管理に係る条件を含めるものとする。）を明示した仕様書等を適切に作成し、基本的な施工条件、関係機関との調整実施の確認等を条件明示する。
- ④ 受注者は、入札・応募時点において設計図書を確認し、疑義が生じた場合には、質問をすることが重要である。
- ⑤ 受発注者は、工事の施工に必要な現場条件等について、確認を行う。
- ⑥ 受発注者は、週間・月間工程表等による工事工程の共有や速やかかつ適切な回答に努めることが重要である。
- ⑦ 受発注者は、合同現地踏査等で前提条件等が異なる場合には、必要に応じて、設計図書の変更を行う。
- ⑧ 受注者は、工事中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し工事を進めることが重要である。

6－2 基本事項

(1) 施工条件の変更がないものは対象外

工事を完成する手段（仮設、施工方法等）については、特記仕様書等に特別の定めがある場合を除いて、本来受注者が自由に施工することが出来るもので、通常設計変更の対象とはなりません。

ただし、現場において施工上の条件が変わった場合（地中から障害物が出てきた場合（軽微なものは除く）など）は、設計変更の対象となります。

発注者は、設計図書作成時にできるだけ明確に条件明示を行い、設計変更に対応できるようにすることが重要です。

(2) 受注者の都合（責）によるものは対象外

受注者の都合で、設計図書よりグレードが高い製品を使用した場合などは、設計変更の対象とはなりません。

(3) 工事の一時中止を要する場合は対象

受注者の責によらず、工事を一時中止する場合は、設計変更（工期及び内容）の対象となる場合があります。

6-3 手順に関する留意事項

(1) 受・発注者は、当初契約の考え方や施工条件を再確認して、設計図書の変更「協議」にあたること

受注者は、現地の地下埋設物の位置等、検討すべき項目が明確でない場合、発注者に試験掘削等の提案を行い、施工計画に必要な施工条件等を確認する必要があります。

(2) 設計変更にかかる協議・回答は全て書面で行うこと

書面を取り交わさずに施工することで、後にトラブルが生じるおそれがあるため、受注者・発注者間で変更内容及び費用負担について、必ず双方合意の上で協議書を取り交わし、施工を行ってください。(受注者が独自の判断で施工した場合は変更の対象になりません。)

緊急を要する場合においても、極力電子メール等により、やり取りの形を残しておいてください。(ただし、災害防止等特に緊急を要する場合は除きます。この場合においても直ちに監督員に通知してください。)

「協議」、「指示」の結果として、軽微なものは金額や工期の変更を行わない場合があります。

①発注者から協議する場合

発注者側から設計変更の協議を行う場合は、協議書に添付する図面等の資料は発注者側で作成します。

②受注者側から協議する場合

受注者側から設計変更の協議を行う場合は、発注者は安全性や品質及び経済性等の確認を行う必要があるため、協議書に添付する図面やカタログ、各種計算書などの資料は受注者側で作成してください。

※設計変更に当たっては、発注者として外部（市民等）への説明責任がある（設計変更の正統な理由が必要となる）こと、また、迅速な回答への判断材料とするために資料等を求めること等についてご理解ください。

(3) 設計図書の変更の手続は、その必要が生じた都度、受・発注者は遅滞なく行うものとする

①発注者は多様な条件を検討したうえで迅速に回答すること

発注者は技術的な制約条件だけでなく、多様な条件を検討したうえで受注者に書面で回答する必要があります。

(技術的な制約条件以外の例)

○予算の確保は出来ているか。

○工事目的と関係のない工種追加となっていないか。

○当初契約の施工場所以外での施工の追加となっていないか。など

また、回答の遅れは受注者にとって、即コストアップにつながることを十分に認識し、発注者としての迅速な判断、意思統一のため、上司・他部局等への相談・報告等を早期に実施したうえで回答する必要があります。

監督員が不在の場合は、回答を迅速にするため、監督員上司等による対応など組織的対応が必要です。

②受注者は発注者と迅速に協議を行うこと

受注者が設計変更に関連する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に書面で通知し、確認を求めてください。

※設計図書の作成にあたっては、発注者において十分精査に努めていますが、受注者側においても入札前の見積期間や着手前に入念な精査をして疑義があれば、質疑応答書（協議書）等により早期の解消に努めていただきますようお願いいたします。

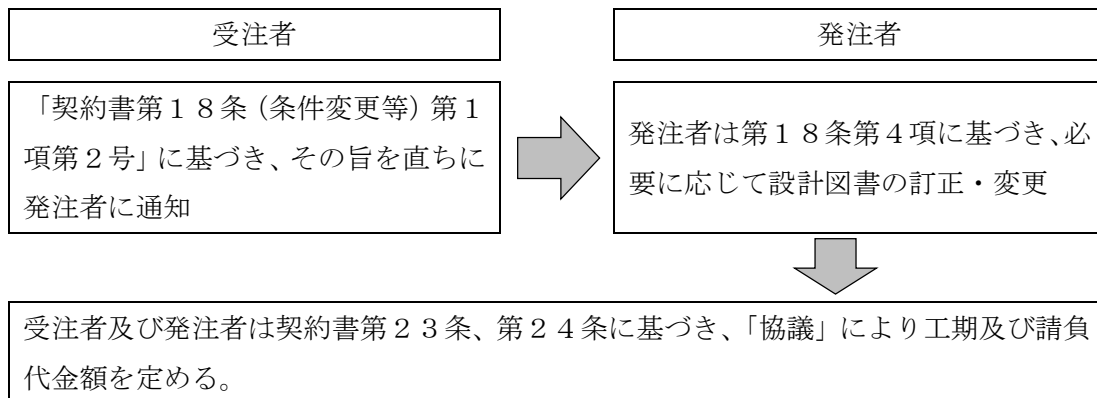
6-4 変更の対象となり得るケース

(1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続

(契約書第18条第1項第2号)

受注者は、設計図書が誤っていると思われる点を発見した場合、発注者に確認すべきであり、それが誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。

受注者は、設計図書の誤謬又は脱漏を発見した場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。



例

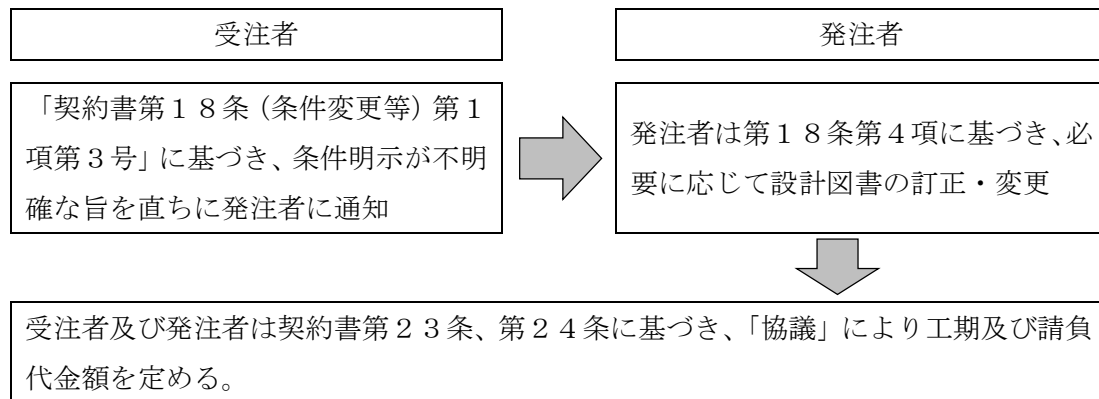
- ① 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質条件の明示がない。
- ② 図面に設計寸法の明示がない。
- ③ 地下水位に関する一切の条件明示がない。
- ③ 交通誘導警備員についての条件明示がない。

(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続

(契約書第18条第1項第3号)

設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事にあたってどのように計画してよいか判断がつかない場合などのことである。

受注者は、設計図書の表示が明確でない場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。



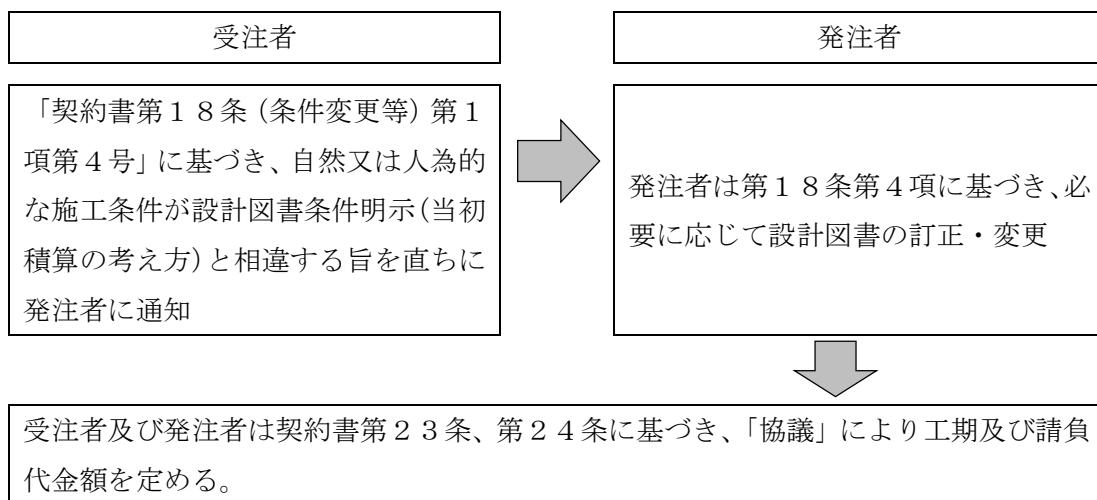
例

- ① 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確である。
- ② 水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等が明示されていない。

**(3) 設計図書の自然的又は人為的な施工条件と実際の現場条件が相違する場合の手続
(契約書第18条第1項第4号)**

自然的な施工条件の例としては、工事現場の地形、土質、水深等、また、人為的な施工条件の例としては、新たな制約の発生等があげられる。

受注者は、設計図書の自然的又は人為的な施工条件が実際の現場条件と相違する場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。



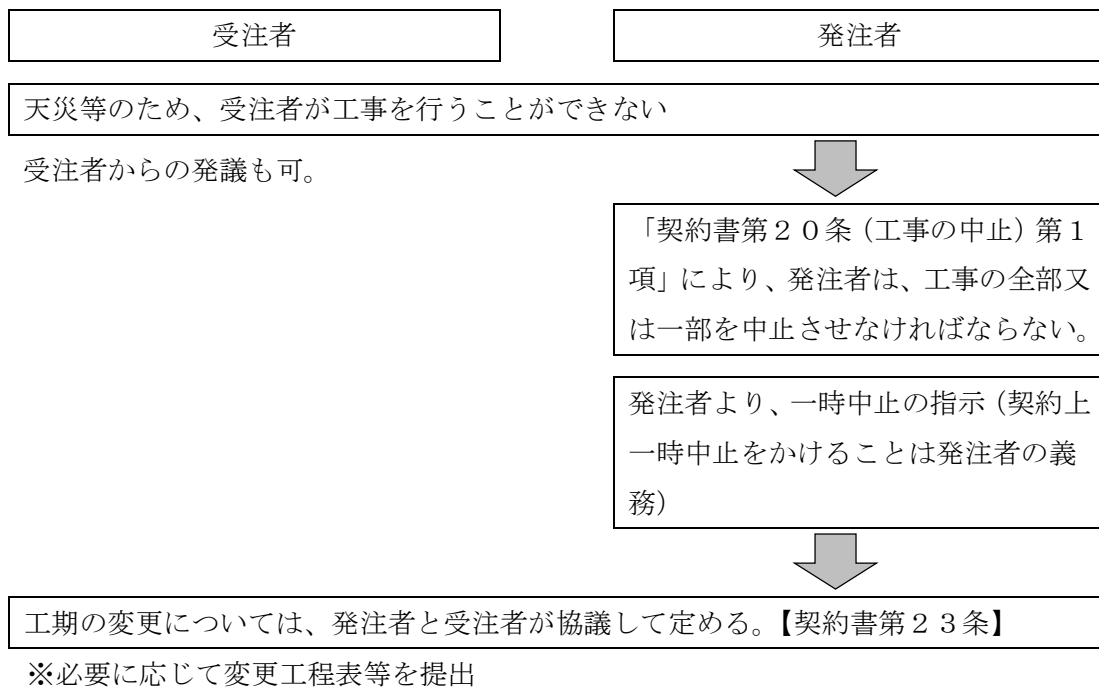
例

- ① 現設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない。
- ② 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない。
- ③ 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない。
- ④ 前項の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない。
- ⑤ 関連する他の工事等の進捗が遅れたため、工事の続行ができなかった。
- ⑥ その他、新たな制約等が発生した。

(4) 工事の中止の場合の手続

(契約書第20条)

工事用地等の確保ができない場合や天災等の受注者の責に帰さない事由により、工事を行うことができないと認められる場合があげられる。この場合には、発注者は、工事の全部又は一部を中止させなければならない。



例

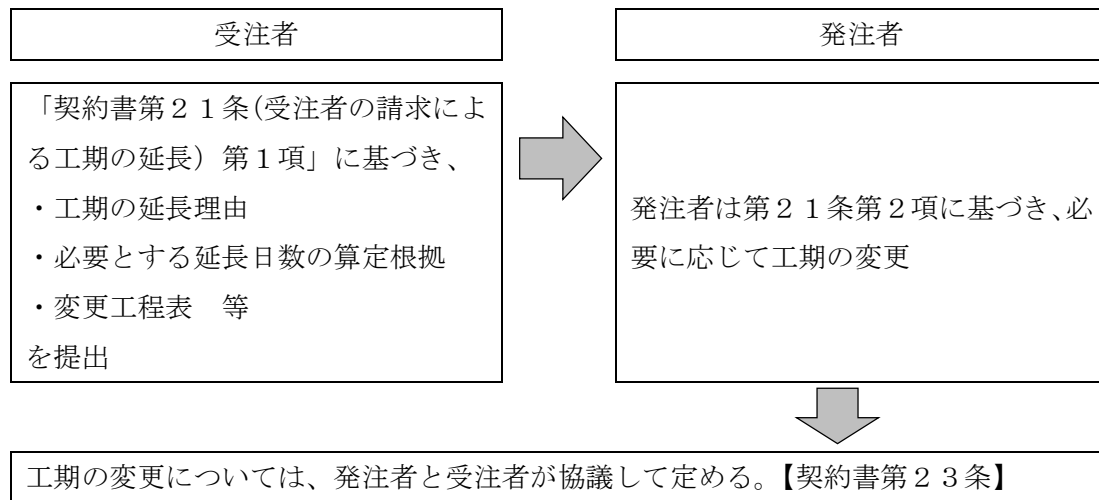
- ① 工事用地等の確保ができなかった。
- ② 環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった。
- ③ 天災等により工事現場の状態が変動した又は、受注者側若しくは発注者側が非常体制を取らざるを得ない状況が発生し、工事の続行が不適当又は不可能となった。
- ④ 関係機関協議が未了のため工事に着手出来ない。
- ⑤ 掘削中に予見出来ない埋設物が発見された。
- ⑥ 設計図書に工事着工時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合。
- ⑦ 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合。
- ⑧ 受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた場合。
- ⑨ 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合。
- ⑩ 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが困難な場合。
- ⑪ 埋蔵文化財発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合。

(5) 受注者の請求による工期の延長の場合の手続

(契約書第21条)

受注者の責めに帰することができない事由（関連工事の調整への協力や天災等）により、工期内に工事を完成することができない場合があげられる。

受注者は、必要な場合には、発注者に書面により工期の延長変更を請求し、発注者は請求された内容を確認し必要に応じて工期の延長を行う。



例

- ① 関連工事の調整への協力を行った結果、工期内に工事を完成できない。
- ② 天災等により工事の進捗に支障が生じた。

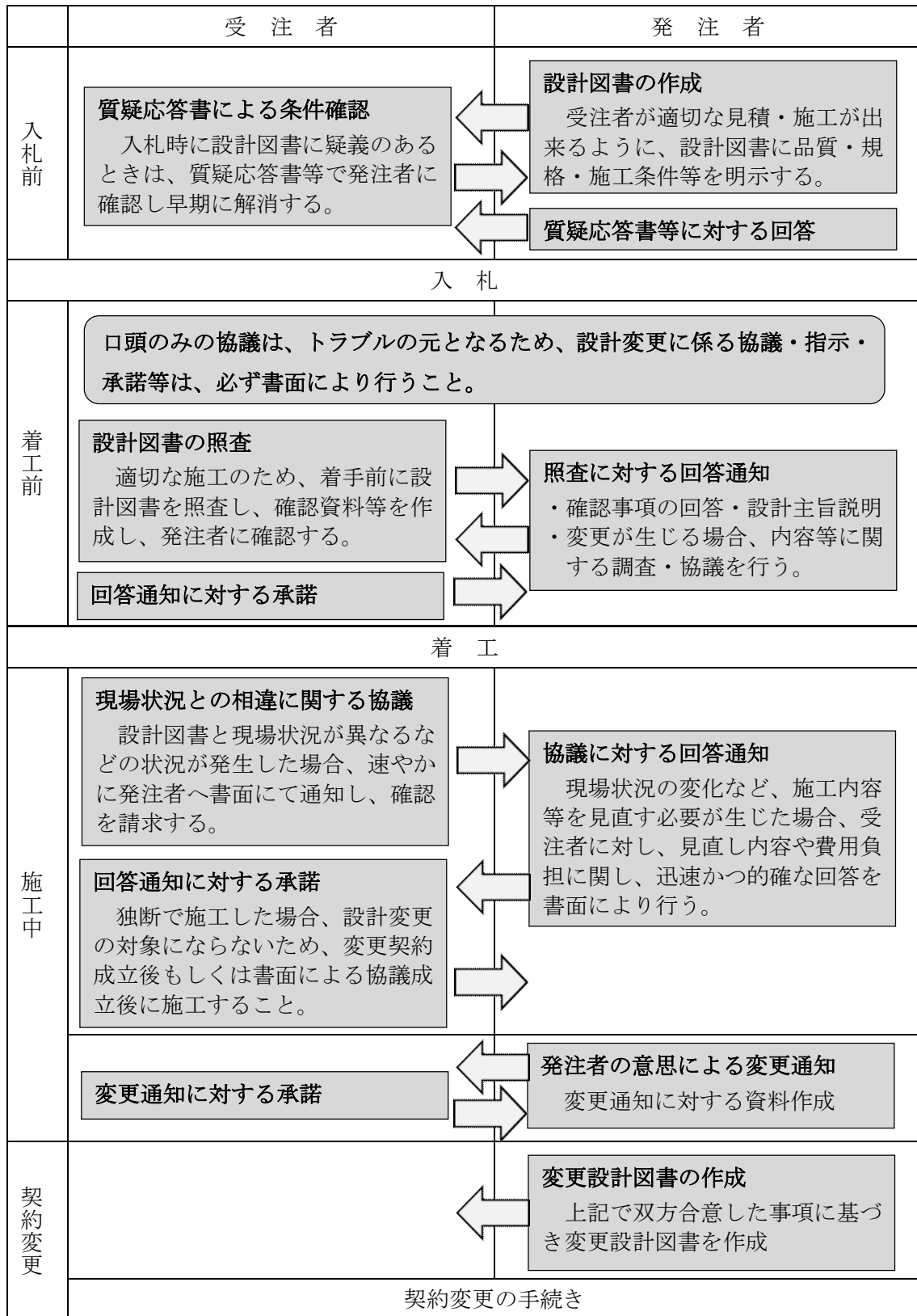
6-5 変更の対象とならないケース

下記のような場合においては、原則として契約書第23条及び第24条の変更ができない。

ただし、契約書第26条（臨機の措置）の場合はこの限りではない。

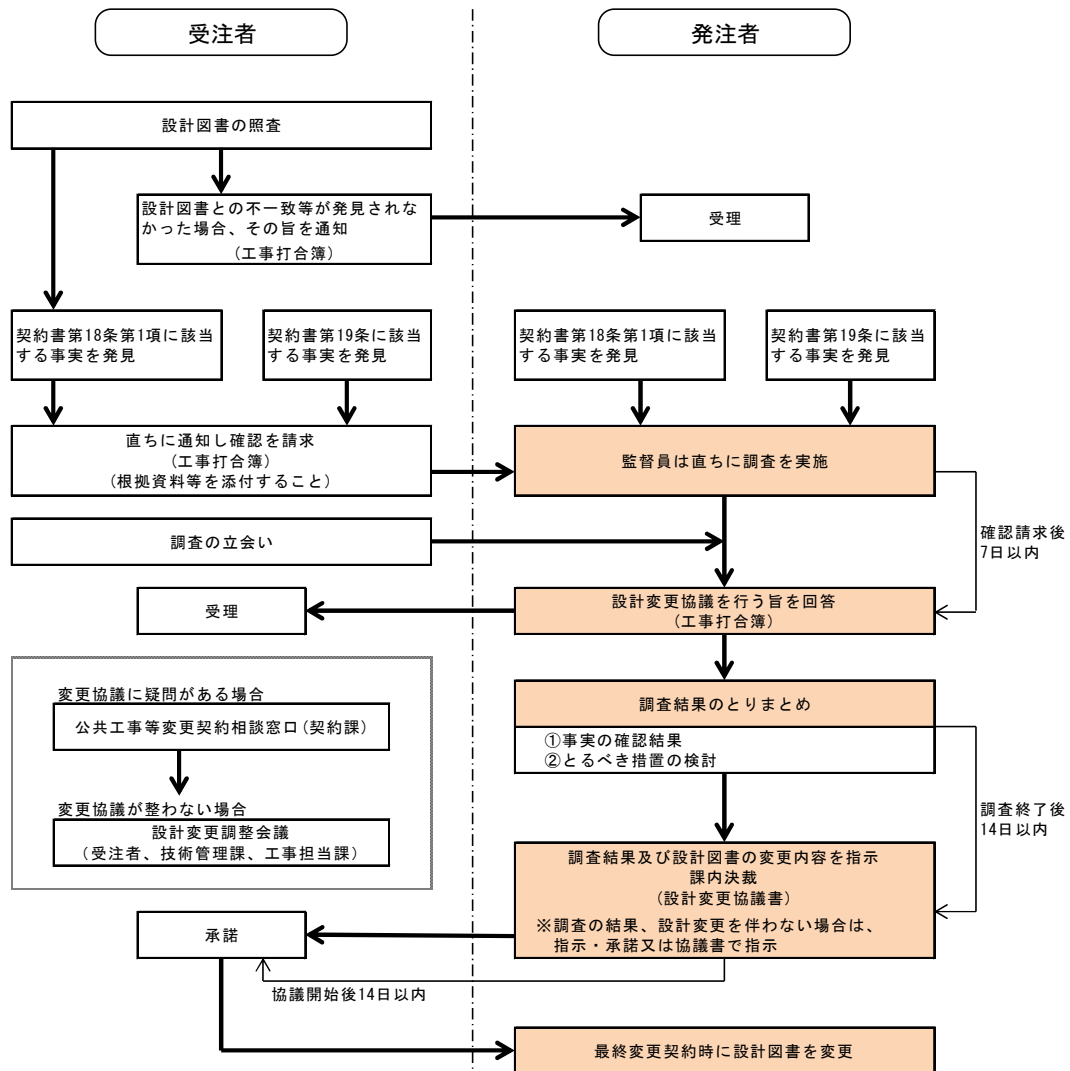
- ① 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して施工し、手戻りが生じた場合
- ② 発注者と「協議」をしているが、回答等がない時点で施工した場合
- ③ 「承諾」で施工した場合
- ④ 工事請負契約書・仕様書に定められた所定の手続を経していない場合（契約書第18条～第24条）
- ⑤ 正式な書面による指示等がない時点で施工した場合

6-6 設計変更の手順

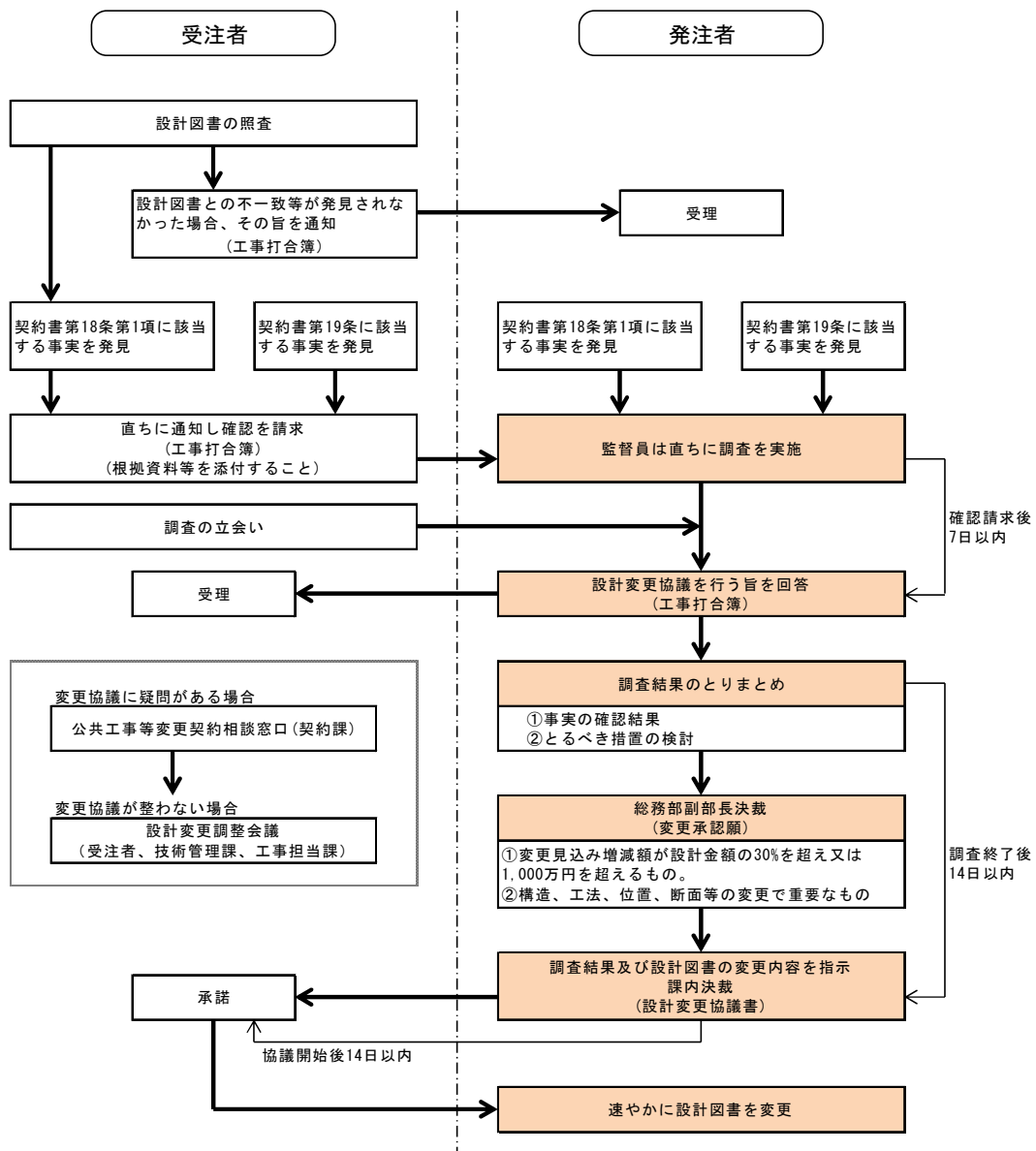


6-7 設計変更のフロー

(軽微な変更の場合)



(重大な変更の場合)



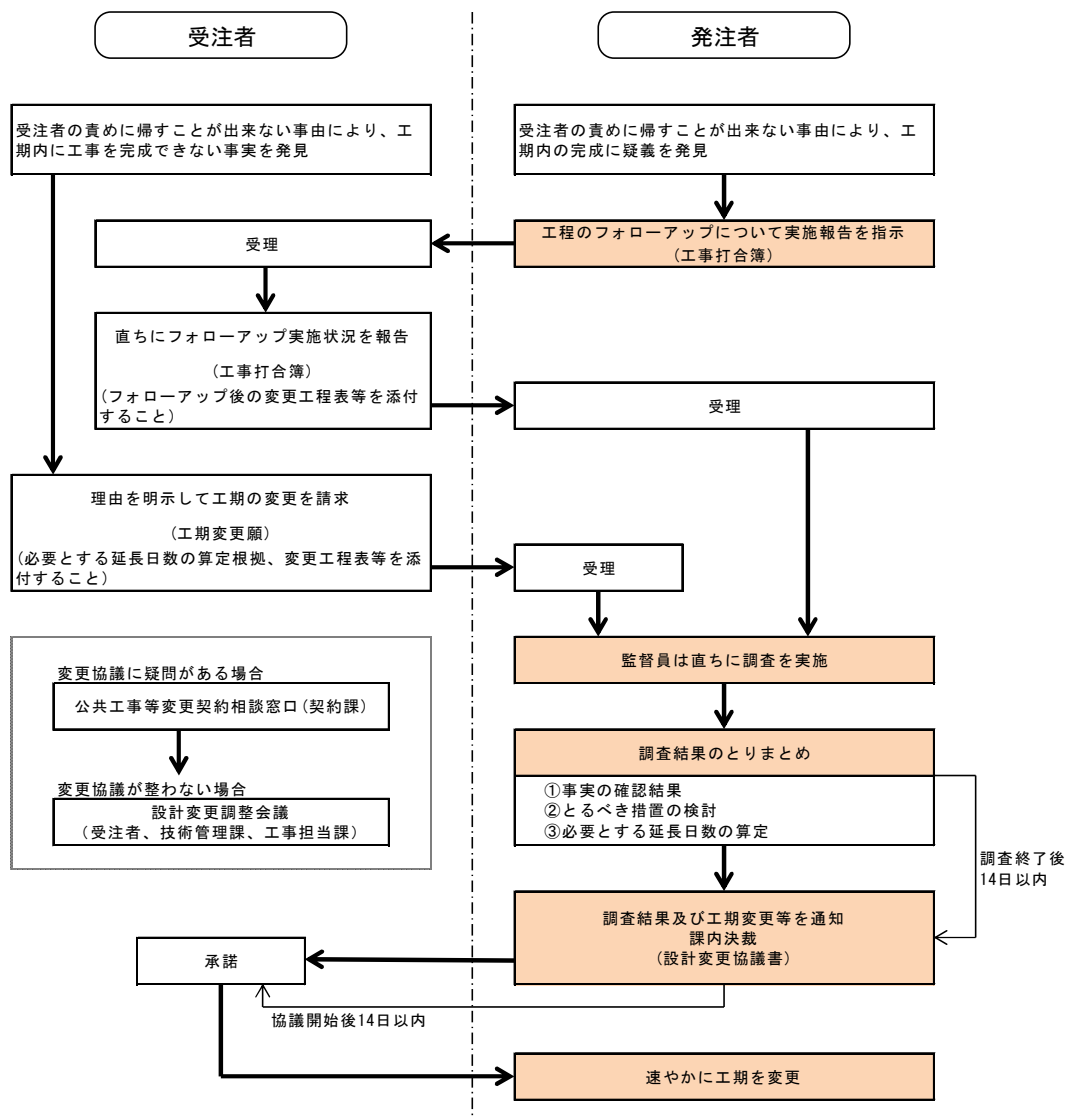
【契約変更の手続き】

必要があると認められるとき※は工期・請負代金額を変更（18条第5項）

- ・受注者・発注者協議 ①工期の変更 ②請負代金額の変更（第23条、第24条）
- ・変更契約の締結

※「必要と認められるとき」が否かは客観的な判断に基づくものであり、受注者又は発注者が認めることを意味するものではない。

6-8 工期変更のフロー



6－9 施工条件の明示

施工条件は、契約条件となるものであることから、当初設計時には現場をあらかじめ確認したうえで施工条件を適切に把握し、現場の実情に即した積算を実施するとともに、工事内容等に応じて設計図書のなかで適切に明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書に基づき、適切に対応するものとする。

ここでは、条件明示すべき事項（案）を項目別に例示する。

明示項目	明示事項（案）
工程関係	①他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期
	②施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法
	③当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期
	④関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲
	⑤工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。また、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間
用地関係	①工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期
	②工事用地等の使用終了後における復旧内容
	③工事用仮設道路・資材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、使用条件、復旧方法等
	④施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、使用条件、復旧方法等

公害関係	①工事に伴う公害（騒音、振動、粉じん、排出ガス等）防止のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容
	②濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）
	③工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	①交通安全施設等を指定する場合は、その内容、時期
	②鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容
	③落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容
	④交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容
	⑤建築工事の場合、道路・人家等に接し、又は人の通行路に近く危険な場所には、危険防止対策の内容
工事用道路関係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合
	①工事用資機材等の搬入経路、使用時期、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等
	②搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容
	2. 仮道路を設置する場合
	①仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間
	②仮道路の工事終了後の処置（在置又は撤去）
	③仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮設備関係	①仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等
	②仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合（指定仮設）は、その構造及びその施工方法
	③仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容

建設副産物 関係	①建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置場所までの距離、時間等の処分及び保管条件
	②建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容
	③建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
工事支障物 件等	①地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等
	②地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
薬液注入関係	①周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
その他	①工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等
	②工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等
	③支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等
	④関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容
	⑤仮設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件
	⑥新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容
	⑦指定部分や部分使用を行う必要がある場合、その箇所及び使用時期
	⑧作業船舶等がある場合は、船の規格、回航・えい航（船団構成、基地港、距離）

6-10 指定・任意の正しい運用

(1) 標準積算基準の考え方

標準積算基準は、公平性と競争性の確保を重視し、標準的な施工能力を有する建設業者が標準的な工法で施工する場合に必要な経費を算出することを基本としている。標準積算は、標準的な工法等と実際の施工が異なることを許容するものであり、標準工法と比べて効率的な施工となった場合又は標準工法で施工が可能であるにも関わらず非効率な施工が行われた場合においても施工方法等の違いは設計変更の対象とはならない。

(2) 指定・任意の考え方

指定・任意については工事請負契約書第1条第3項に基本的な考え方が定められており、適切に扱う必要がある。

- ・仮設、施工方法には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。
- ・任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- ・任意については、その仮設・施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
- ・ただし、任意であっても、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

	指定	任意
設計図書の記載	施工方法について具体的に示す (契約条件として位置付け)	施工方法について具体的には示さない (契約条件ではないが、参考図として標準的工法を示すことがある)
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意 (施工計画書の変更・提出は必要)
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の <u>対象となる</u>	設計変更の <u>対象とならない</u>
当初明示した条件の変更に対応した設計変更	設計変更の <u>対象となる</u>	設計変更の <u>対象となる</u>

6－１１ その他の留意事項

(１) 片務的意識の排除

「３ 請負契約の原則」に基づき、発注者という優位的立場を利用した無報酬業務（いわゆる「サービス工事」）の強要など、受注者に対する理不尽な要求は行わないよう注意してください。

(２) 総合評価方式における提案等に係るものは原則対象外

総合評価方式における提案等に係るものは、落札者の決定要素として重要なものであることから、原則として設計変更の対象となりません。ただし、受注者の責によらず、提案等が履行できない場合を除きます。

7 契約条項と要因別の趣旨

(1) 設計図書に関するもの(第18条第1項第1～3号)

第1号 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合

これらの優先順位についてはあらかじめ、設計図書(仕様書)において規定されているが、優先順位の規定がない場合、もし図面と仕様書が一致しない場合に、受注者としては、どちらに従って施工すべきかわからない。このような場合に、受注者が勝手に判断して施工をすることは不適當であるためにこの第1号が掲げられている。

第2号 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合 (誤謬: 考え、知識などの誤り)

設計図書に誤謬又は脱漏があることは、受注者としては設計図書に誤りがあると思われる場合又は設計図書に表示すべきことが表示されていない場合のことである。設計図書に誤りがあると思われる場合において、受注者が誤っていると思われる設計図書に従って工事を施工し続けると、本当に設計図書が誤っていた場合には、形式上契約を履行したことになるが、発注者としては本来望んでいた工事目的物を入手することが出来なくなる。このため、受注者は信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者はそれが本当に誤っていた場合には、設計図書を訂正する必要がある。

設計図書に脱漏がある場合には、受注者としては自分で勝手に補って施工を続けるのではなく、発注者に確認して脱漏部分を訂正してもらうべきである。第2号はこのような趣旨で掲げられている。

第3号 設計図書の表示が明確でない場合

設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事の施工に当たってどの様に施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、受注者が勝手に判断して施工を続けることは不適當なので、第3号として掲げられている。

(2) 現場状況との相違に関するもの(第18条第1項第4～5号)

第4号 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合

公共工事の請負契約に当たっては、通常発注者は、工事現場の自然的又は人為的な施工条件について十分な調査を行い、調査に基づいて設計図書で施工条件を明示し、なお不足するものは現場説明書及び現場説明に対する質問回答書で補って、施工条件の明示を記している。受注者も、これに基づいて施工条件を判断し、契約を締結し工事を施工しているものであり、その条件が設計図書の定めと異なるときは、施工方法の変更、工事目的物の変更を必要とするので第4号として掲げられている。

(ア) 自然的な施工条件の例

- ① 掘削する地山の高さ、土質（砂質土・軟岩等）
- ② 湧水の有無又は量、地下水の水位
- ③ 立木等の除去すべきものの有無

(イ) 人為的な施工条件の例

- ① 地下埋設物、地下工作物等の有無、形状等
- ② 工事用道路、通行道路に関する事項
- ③ 工事に関する法令等

第 5 号 設計図書で明示されていない施工条件について予想することの出来ない特別な状態が生じた場合

設計図書に明示された施工条件が実際の工事現場の状況と異なる場合については第 4 号によって担保されるが、当初は予想することが出来なかったために設計図書に施工条件として定められていない事後的に生じた特別な状態が施工条件となる場合については、第 4 号は適用されない。しかしながら、この場合も契約締結や工事施工の前提を大きく変えるものであり、受注者が当初の設計どおりに施工することが困難又は不適当な場合であるので、第 5 号が設けられている。なお、既に存在していたのに、あるいは予想することが出来たのに設計図書に施工条件として定められていなかったものについては、設計図書に脱漏がある場合として第 1 号の適用を受けることになる。

(ア) 自然的な施工条件の例

- ① 一部に軟弱な地盤が出現した場合、転石が出現した場合
- ② 酸欠空気や有毒ガスが噴出した場合

(イ) 人為的な施工条件の例

- ① 予想し得なかった騒音規制、交通規制等が発生した場合
- ② 埋蔵文化財等が出現した場合
- ③ 第三者により実力行使を伴う事業の妨害が発生した場合
(住民運動、環境運動、テロリスト等)

(3) 発注者の意思によるもの（第 19 条）

発注者は、工事目的物の目的、構造、仕様等を十分検討した後に設計を行い、請負契約を締結しているが、工事の施工途中においてその意図・判断を変更せざるを得ない事態が生じることもある。その場合には発注者は、第 18 条第 1 項の工事の施工条件

の変更等による場合とは異なり、自らの意思で設計図書を変更しなければならないこととなる。契約のあり方としては、設計図書の変更を認めないという方法もありえようが、その場合には、発注者にとって無用のものが造られることとなってしまう、社会的に無駄である。また、設計図書が変更されても工期、請負代金額の変更が行われ、損害が発注者によって負担される限り、通常、受注者が不利益を被ることもない。このように、設計図書の変更を認めないことはあまりにも硬直的であり社会的、経済的に不適当な結果を招くもので、原契約を根本から変えるような変更は別として、発注者が設計図書の変更を任意に行えることとしている。

(ア) 意図・判断を変更せざるを得ない事態の例

- ① 地元からの要望で施工時間、施工範囲、使用材料等が変更になる場合
- ② 警察等公の機関からの指導で施工時間、施工範囲、使用材料等が変更になる場合

(4) 工事の一時中止を要するもの(第20条)

第1項は、受注者の責に帰することができない事由によって工事の施工が出来ないと認められる場合には、受注者は工事を施工する意思を持っていても工事を施工することができず、事実上工事を中止せざるを得ない。このような場合に発注者が工事を中止しなければ、中止に伴って必要とされるはずの工期又は請負代金額の変更は行われず、損害等の負担も受注者が負うことになる恐れがある。このため本項は、このような場合には発注者が工事の中止を受注者に命じなければならないという義務規定において、工期又は請負代金額の変更等が適正に行われることを確保しようとしている。

(ア) 工事の一時中止を要する場合の例

- ① 設計図書と現場状況の不一致(第18条)等により、構造計算など工事再開に向けた検討・手続きに時間が必要になった。
- ② 受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整・災害等)が生じた。
- ③ 埋蔵文化財が発見され調査が必要になった。
- ④ 工事用地などの確保が行われていない。
- ⑤ 警察、河川、鉄道等の管理者との協議が未了のため施工できない。

※④、⑤：受注者が行うものを除く。

「工事を施工できないと認められるとき」とは、客観的に認められる場合を意味し、発注者又は受注者の主観的判断によって決まるものではない。

第2項は発注者の中止権について掲げており、「必要があると認めるとき」か否かは発注者の自由な判断に属し、受注者の入る余地はない。例えば、第18条の規定による発注者が自己の都合で設計図書を変更しようとしている場合に、工事を続行させると設計図書変更時の工事の手戻り(手戻り費用は発注者負担である。)が大きくなると発

注者が判断するときは、本稿の規定を用いて工事を中止させることができる。また、中止自体の判断と同様に中止すべき工事の範囲、中止期間についても、発注者の自由な意思により決定される。

工事の一時中止期間中の現場経費や仮設物のリース料等の費用が設計変更の対象となります。

8 関連事項

(1) ワンデーレスポンス

「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問・協議への回答は、原則として「その日のうち」に回答するよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答予定を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

(実施方法)

(ア) 受注者の質問・協議に対する発注者の回答

- ① 監督員は、原則として「その日のうち」に受注者に回答するものとする。
- ② 即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ「回答予定」の予告を「その日のうちに」受注者に行うものとする。
- ③ 予告した「回答予定」に回答できない場合は、明らかになった時点で速やかに新たな「回答予定」を受注者に連絡するものとする。

(イ) 質問・協議及び回答の方法

受注者からの質問・協議及びそれらに対する回答については、原則として文書によるものとするが、緊急の場合は、電話、電子メール、ファックスによることもできるものとする。(ただし、事後、文書により質問、回答を処理するものとする。)

(2) 三者会議

「三者会議」とは、設計者、受注者及び発注者間において、設計の意図や施工上の注意点及び課題を受注者に正確に伝達し、設計図書と現場との整合性を確認することにより、工事施工の円滑化と工事の品質確保を図るものである。

三者会議は、受注者が設計図書を照査した後に1回開催するものとしているが、実施内容等、適切と認められるものについて、回数を増やすものとする。

(3) 松山市建設工事設計変更ガイドラインに関する様式等

松山市建設工事・委託業務監督実施要領で定める様式とする。

このガイドラインは、平成 23 年 4 月から適用する。

改正 平成 28 年 4 月 1 日

改正 平成 28 年 9 月 1 日

改正 平成 29 年 4 月 1 日

改正 平成 30 年 4 月 1 日

改正 令和 7 年 9 月 1 日